

## 国が示す策定方針および成果目標等

【基本指針見直しの主な事項】 ※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）令和5年2月27日告示

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等	④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑤ 発達障害者等支援の一層の充実	⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
⑦ 障害者等に対する虐待の防止	⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑨ 障害福祉サービスの質の確保	⑩ 障害福祉人材の確保・定着
⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	⑭ その他：地方分権提案に対する対応

## 【国の成果目標】

	現行	次期
(1) 施設入所者の地域生活への移行	①地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ②施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減	①地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 ②施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ・協議の場の回数 ・協議の場への関係者等の参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援の利用者数 ・精神障害者の地域定着支援の利用者数 ・精神障害者の共同生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立生活援助の利用者数	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ・協議の場の回数 ・協議の場への関係者等の参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援の利用者数 ・精神障害者の地域定着支援の利用者数 ・精神障害者の共同生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立生活援助の利用者数 ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】
(3) 地域生活支援の充実	①各市町村または各圏域に1つ以上を確保し、機能を充実のうえ、年1回以上運用状況を検証、検討	①各市町村にて地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターを配置し、年1回以上運用状況の検証・検討 ②強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズの把握、支援体制の整備【新規】
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	①一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上 ②就労移行支援事業利用者：令和元年度の1.3倍以上 ③就労継続支援A型利用者数：令和元年度の1.26倍以上 ④就労継続支援B型利用者数：令和元年度の1.23倍以上 ⑤一般就労移行者の就労定着支援事業利用率：7割以上 ⑥就労定着率8割以上の就労定着支援事業所率：7割以上	①一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上 ②就労移行支援事業利用者：令和3年度の1.31倍以上 ③就労継続支援A型利用者数：令和3年度の1.29倍以上 ④就労継続支援B型利用者数：令和3年度の1.28倍以上 ⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ⑥就労定着支援事業利用者数：令和3年度末の1.41倍以上 ⑦就労定着率7割以上の就労定着支援事業所率：2割5分以上
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ②保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ④医療的ケア児支援の協議の場の設置	①児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1か所以上設置 ②全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1か所以上確保
(6) 相談支援体制の充実・強化等	①各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた体制を確保	①各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	①各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築